

## 次期「香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」の骨子案について

### 1 計画の基本的事項

#### (1) 法令の根拠

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項の規定に基づく都道府県基本計画である。

#### (2) 計画期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

計画の名称	期間
【当初計画】 「香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」	平成18年度～22年度
「第2次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」	平成23年度～27年度
【現行計画】 「第3次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」	平成28年度～令和2年度
【次期計画】 「第4次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」	令和3年度～7年度

### 2 計画策定の背景（「令和元年度香川県男女共同参画社会に関する香川県民意識調査」等より）

#### (1) 配偶者からの暴力についての認識は、浸透しつつある。

配偶者等からの暴力から被害者を守るために、法律（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」）があることを知っている	62.8%
配偶者等からの暴力には、なぐる、けるなど身体に対する暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力も含まれることを知っている	76.0%

#### (2) 配偶者からの暴力の被害は、まだまだ潜在化している。

	男性	女性
配偶者等から「身体的暴力の被害」「精神的暴力の被害」「性的暴力の被害」「経済的暴力の被害」のいずれかを一つでも受けたことが「何度もあった」	4.3%	11.2%
配偶者等から受けた暴力について、「どこ（だれ）にも相談しなかった」	39.7%	35.6%

#### (3) 子ども女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）での相談件数

年度	平成22年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談受付件数	431件	631件	649件	644件	788件	914件

### 3 計画の基本目標

配偶者からの暴力のない社会の実現

#### 4 施策体系（案）

基本方針	重点目標	今後の方策
1 配偶者からの暴力を許さない社会づくり	(1) 広報・啓発活動、教育の推進	① 県民への広報、啓発活動の充実 ② 学校等での教育啓発 ③ 市町による広報、啓発活動の推進
	(2) 被害者の早期発見と通報体制の充実	① 医療関係者等の理解の促進 ② 民生委員・児童委員等への働きかけ ③ 児童及び高齢者虐待相談窓口との連携強化
2 いつでも誰でも安心して相談できる体制づくり	(3) 配偶者暴力相談支援センターの充実	① 相談体制の強化 ② 相談員等の資質向上と精神的ケアの充実 ③ 市町等相談窓口への支援体制の強化
	(4) 相談窓口の充実と関係機関の連携強化	① 相談体制の充実 ② 相談員等の資質向上 ③ 関係機関の連携強化
	(5) 外国人、障害者、高齢者への配慮	① 多言語や点字等による情報提供 ② 外国人が相談しやすい体制づくり ③ 障害者が相談しやすい体制づくり ④ 高齢者が相談しやすい体制づくり
3 安心・安全な保護を受けられる体制づくり	(6) 被害者の緊急保護体制の充実と関係機関の連携強化	① 安全な避難のための関係機関の連携強化 ② 医療機関への対応 ③ 広域連携による保護の実施
	(7) 一時保護所、婦人保護施設の機能の充実	① きめ細かな配慮の徹底 ② 職員の資質向上と精神的ケアの充実 ③ 関係機関との連携強化 ④ 一時保護委託施設等の確保及び支援の充実
4 被害者の自立を支える体制づくり	(8) 被害者の自立を支援する環境整備	① 適切な情報提供と支援 ② 自立のための心理的ケアの充実 ③ 住宅の確保に向けた支援 ④ 就業への支援 ⑤ 生活への支援 ⑥ 保護命令制度に関する情報提供 ⑦ 保護命令の通知を受けた場合の対応
	(9) 同伴児童に対する支援の充実	① 子どもに対する心理的ケアの充実 ② 子どもの保育、教育の保障
	(10) 民間団体との連携強化と支援	① 民間団体との連携強化 ② 民間団体への支援
5 被害を繰り返さない仕組みづくり	(11) 被害者の苦情への適切な対応	① 各窓口における苦情処理体制の整備 ② 同様の苦情を繰り返さないための取組み
	(12) 加害者への適切な対応	① 加害者相談の体制整備 ② 加害者の更生への取組み ③ 加害者への厳正な対処